

## 知的障がい者の抱える諸問題と明日へ繋がる政策を考える会

### 第1回 知的障がい者に関する法的・現実的な諸問題

1. 知的障がい者の定義、ひいては障がい者認定の明確な基準が無い。
2. 国が認定した74万人の知的障がい者のうち、すでに生活の安全が確保されている状態の人数は施設入所者の11万人、それ以外に残る62万人は家族＝親が支えている。
3. 一般的に、障がい者の親であろうと親のほうが先に亡くなることは自明である。在宅障がい者の場合、親の死亡後、または親が被介護者になった場合、生活の面倒を見る者がいないのが現状である。

高齢者介護は子供が親の介護を行うが、在宅障がい者は高齢の親が子供の介護を行うこととなり、親無き後の障がい者問題は喫緊の課題である。

4. 現在、国民も障がい者問題に関する知識が広範に普及しつつあり、発達障害などの様々な障害を考えると全国民の2割を超えるというデータさえ常識になりつつある。少子高齢化の傾向と、将来の人口問題を克服することが直近の課題である状況下において、障がい児に対する万全の対策を取ることが、出産阻害要因の大きな要因を除去することにもなる。
5. 国家が行う社会福祉政策である以上、財政の健全性・持続性も考慮したうえで、国家は国民に保障する最低限の生存権を満たす政策を実現するというパラダイムシフトが必要であろう。しかし、それ以上の配慮を講じた福祉サービスは、民間サービスの活用も含めて検討するべきであろう。
6. 国家が提供すべきサービスとしては、少なくとも厚労省・内閣府の把握する74万人が、親亡き後の独り身になっても、安全に暮らせるような施設サービスを提供することに尽きる。教育であるとか、生きがいつくりであるとか、二義的サービスは、民間のサービス業者の活用を含めての検討が必要である。  
そして、282万人から74万人を差し引いた208万人は国家が生活費として支給する障がい者年金の対象にすることまではせずとも、何らかの便宜、税金課税、年金徴収、公共サービス、医療保険などにおいて、特典を図るべきであろう。